

提供別紙

	提供先	①法令上の根拠 主務省令第2条の表	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	5項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	7項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	11項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事又は市町村長	20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	日本私立学校振興・共済事業団	57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	厚生労働大臣又は共済組合等	58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	国家公務員共済組合	65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	国家公務員共済組合連合会	66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	厚生労働大臣	73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	都道府県知事等	81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	地方公務員共済組合	83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	厚生労働大臣又は都道府県知事	91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事等	92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	厚生労働大臣	110項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	112項	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	後期高齢者医療広域連合	115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	厚生労働大臣	118項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣	129項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

	提供先	①法令上の根拠 主務省令第2条の表	②提供先における用途
30	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事	136項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	厚生労働大臣	138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	独立行政法人日本学生支援機構	141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣	142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	都道府県知事又は市町村長	144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣	149項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	厚生労働大臣	150項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣	152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	厚生労働大臣	156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	都道府県知事	158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人)	160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	都道府県知事	164項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	都道府県知事	165項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	都道府県知事	166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転別紙

	移転先	①法令上の根拠 主務省令第2条の表	②移転先における用途
1	市町村長	15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	都道府県知事又は市町村長	20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	市町村長	28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	市町村長	37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	市町村長	48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	市町村長又は国民健康保険組合	69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	厚生労働大臣	73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	市町村長	75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事等	81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	地方公務員共済組合	83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	市町村長	87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	市町村長	96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	市町村長	106項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
19	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県知事	136項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	都道府県知事又は市町村長	144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	市町村長	155項	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	厚生労働大臣	156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの